

議第163号

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例

京都市観光駐車場条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「観光駐車場（）」の右に「第8条を除き,」を加える。

第3条本文中「第6条」の右に「又は第8条第1項」を加える。

第6条中「車両」の右に「(自転車を除く。)」を,「おいて」の右に「, 利用の態様, 近傍類似の施設の利用率との均衡等を考慮して」を加える。

第12条を第13条とし, 第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げ, 第7条の次に次の1条を加える。

(自転車共通一日駐車券)

第8条 有料供用時間内に観光駐車場に自転車を駐車させようとする者は,

1日(有料供用時間(第3条ただし書の規定により有料供用時間を変更したときにあつては, 当該変更後の有料供用時間)をいう。)につき200円

(1月1日から同月3日までの間において市長が必要があると認める場合その他市長が特に必要があると認める場合にあつては, 300円)の駐車料金を納入しなければならない。

2 市長は, 前項の駐車料金を納入した者に対し, 自転車共通一日駐車券(全ての観光駐車場, 京都市四条烏丸駐車場, 京都市御射山自転車等駐車場その他次項の規定により市長が適当と認めるものが設置する駐車場のうち市長が指定するものに, その発行の日に限り, 随意に自転車を駐車させることができる駐車券をいう。以下同じ。)を発行する。

3 本市の区域内において駐車場を設置するもののうち市長が適当と認めるものは、そのものが市長と協議して定めるところにより、自転車共通一日駐車券を発行することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、前項の規定により市長が適当と認めるものから自転車共通一日駐車券の交付を受けた者が観光駐車場に自転車を駐車させようとするときは、駐車料金を徴収しない。

別表第3 1 備考以外の部分中

自 動 二 輪 車	400	を
自 転 車	200	

自 動 二 輪 車	400	に改め、同表2備
-----------	-----	----------

考以外の部分中

自 動 二 輪 車	600	を
自 転 車	300	

自 動 二 輪 車	600	に改める。
-----------	-----	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

自転車共通一日駐車券の取扱いを明確化する等の必要があるので提案する。